

## 大阪市告示第1176号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年8月31日

大阪市長 横山英幸

| 施設名                         | 年 月 日                        | 供用時間              |
|-----------------------------|------------------------------|-------------------|
| 大阪市立<br>城東スポーツセンター<br>第1体育場 | 令和8年9月1日（火）から<br>同月4日（金）まで   | 午前9時から<br>午後10時まで |
|                             | 令和8年9月8日（火）から<br>同月11日（金）まで  |                   |
|                             | 令和8年9月15日（火）から<br>同月18日（金）まで |                   |
|                             | 令和8年9月25日（金）                 |                   |
|                             | 令和8年9月29日（火）から<br>同月30日（水）まで |                   |

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）